

【文化財保護の現状と課題】

文化財の保存と活用について



指定文化財として
個別に保護



【保存・継承の危機】

- 少子高齢化、人口減少
- ・文化財の維持管理が困難
 - ・文化財の散逸のおそれ
 - ・祭り・行事や民俗芸能等の担い手不足

【豊富な地域資源】

- 文化財の観光資源としての活用
- ・秋田犬(天然記念物)
 - ・ナマハゲ(ユネスコ無形文化遺産)
 - ・横手市増田、仙北市角館地区
 - ・地域に眠る文化財

対応策

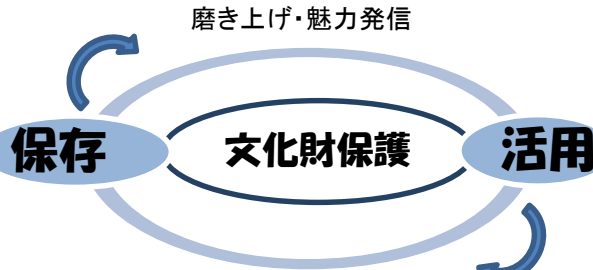
平成31年 文化財保護法改正⇒県の大綱、市町村の地域計画作成

【目指す姿】

保存と活用が相乗効果を生み出し、地域社会全体はもとより関係人口の参画等で文化財を継承していく

- ・文化財の磨き上げや魅力発信
- ・関係人口の創出や拡大

地元だけでなく外部からの担い手を確保し、文化財の保存や活用につなげる。



秋田ファンの拡大・担い手の確保・地域経済への波及



- ・観光資源としての文化財の活用
- ・関係人口の創出や拡大

地域経済を活性化し、文化財の保存や活用につなげる。

※保存と活用の対象 指定文化財だけでなく、自然と文化資源の中から、食文化や景観等を幅広く文化財として扱っていく

自然

地形
気候

文化資源 人類の活動による文化的所産

文化財 文化財保護法の対象

有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財の選定保存技術

指定文化財

食文化、娯楽、景観、地名、石碑、戦跡 等